

## 評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青葉仁会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員に定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 役員には、職務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額等)

第4条 この法人の全役員の報酬の年度総額は136万円以内とする。

- 2 個々の評議員の報酬は、別記1「評議員の報酬」に定める額とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別記2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払う。

- 2 評議員及び役員には、旅費（宿泊費含む。）を、青葉仁会「旅費規程」に準じて支給する。

### (報酬等の支給日)

第6条 評議員及び役員の報酬等は、必要の都度、支給するものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来るものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2. 常勤役員で職員の立場を有しない者に対して報酬を支給しようとするときは、当該規程にその額等の支給に必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

**別記1 「評議員の報酬」**

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律 日額20,000円

**別記2 「非常勤役員の報酬」**

理事会等出席の都度、謝金として一人一律 日額20,000円